

様式第7号（第4条関係）

（表）

景観形成誘導地区における行為の （変更） 届出書		
年 月 日		
（宛先）山鹿市長		
届出者 住所（所在地） （事前協議者と届出者は同じ人を記入して下さい）氏名（名称及び代表者氏名）（企業名 役職） 電話番号		
景観法第16条第1項 （第2項） 及び山鹿市景観条例第12条第1項 （第2項） の規定により関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。		
1 景観形成誘導地区の名称	歴史的町並み地区、菊池往還来民地区、鞠智城公園周辺地区、菊池川周辺地区、岳間地区、平小城地区、番所地区のうちのいずれか	
2 行為の場所	山鹿市△△	
3 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	
4 行為の種類	種類又は用途	住宅
	建築物	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築、移転 ☐ 修繕、模様替 ☐ 色彩の変更
	工作物	☐ 新設 ☐ 増築 ☐ 改築、移転 ☐ 修繕、模様替 ☐ 色彩の変更
	自動販売機	☐ 設置
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	☐ 堆積
5 届出内容に係る照会先（施工業者等）	住所（所在地）××市○○ 氏名（名称及び担当者氏名）□□工務店 担当 ○○ 連絡先（電話番号）（FAX）	
6 その他の参考事項		
＊ 受付欄（この欄には、記入しないこと。）		
※「4行為の種類」の欄は事前協議書と同じ内容になるようご注意ください ※事前協議の結果、事前協議書に記入した内容を変更する場合は、変更後の内容を記入して下さい		

(裏)

7 行為 の 内 容	建築物		届出部分	既存部分	合計																			
		敷地面積	〇〇m ²	0 m ²	〇〇m ²																			
		建築面積	△△m ²	0 m ²	△△m ²																			
		延べ面積	□□m ²	0 m ²	□□m ²																			
		最高の高さ	×m	0 m	—																			
		構造	木造 1階建て																					
		仕上材料	屋根 陶器瓦 外壁 しっくい																					
		色彩 (マンセル値) 欄内に入らない時は 図面に記入	近似値でも可能(色ムラ等があるときは平均値) <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>2.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>5Y</td> <td>9.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>10YR</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>他の部位</td> <td>5GY</td> <td>3.0</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table>			場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇	N	2.5		外壁	5Y	9.0	2.0	建具	10YR	2.0	2.0	他の部位	5GY	3.0
	場所	色相	明度	彩度																				
	屋根及び庇	N	2.5																					
	外壁	5Y	9.0	2.0																				
	建具	10YR	2.0	2.0																				
	他の部位	5GY	3.0	2.0																				
	工作物	高さ、長さ、築造面積	高さ m ² 長さ m																					
		構造																						
色彩 (マンセル値)		(変更) m ²																						
自動販売機		色彩 (マンセル値)																						
屋外における 土石、廃棄物、再生資源 その他の物件	目的																							
	高さ、水平投影面積	高さ m 面積 m ²																						
	堆積期間	自(開始する日) 年 月 日 至(終了する日) 年 月 日																						

- 備考 1 「種類又は用途」欄は、建築物にあっては用途を、工作物にあっては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵用サイロ等）、自動販売機及び屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件については種類を記入すること。
- 2 「行為の種類」欄は、該当する項目（□）にチェックすること。
- 3 「届出内容に係る照会先」欄は、届出者以外の者（設計者、施工者等）へ照会を希望する場合に記入すること。
- 4 「その他の参考事項」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許認可等を必要とするときはその旨を、また、その他の参考事項があれば記入すること。
- 5 「仕上材料」欄には、表面仕上げ材料名をできるだけ詳しく記入すること。（例 日本がわら、波型スレート、小口タイル等）
- 6 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 7 不要な文字は、抹消すること。
- 8 この届出書には、事前協議書のほかに行為の種類に応じて別表第7に定める図面（行為の変更の届出にあっては、当該図面のうち必要なもの）を添付すること。